

千葉県指定自転車駐車場の整理に要する費用算定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉市条例第9号。以下「条例」という。）第17条第1項第1号及び千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和58年千葉市規則第62号。以下「規則」という。）第13条で定める指定自転車駐車場の定期利用にあたり納付する整理に要する費用（以下「料金額」という。）の算定方法について、必要な事項を定める。

(料金額の算定方法)

第2条 指定自転車駐車場の定期利用の料金額（自転車利用、区分一般、利用期間1月、本市住民の額）の算定式は、次のとおりとする。ただし、算定された料金額のうち、100円未満の端数は切り捨てるものとし、料金額が500円未満のときは、当該料金額を500円とする。

$$\begin{aligned} \text{料金額} &= \text{条例第17条第1項第1号の別表(1)で規定する区分の一般、} \\ &\quad \text{利用期間の1月及び本市住民の額(2, 500円)} \\ &\quad \times \text{格差率(別表(a)のうち総合評価点と格差率により算出される} \\ &\quad \text{10\%から100\%までの範囲)} \\ &\quad \times \text{利用階の補正(別表(b)で定める30\%から100\%までの範囲)} \\ &\quad \times \text{利用率の補正(1/2。ただし、利用率50\%未満の場合に限る。)} \end{aligned}$$

(備考) 1 「利用率」とは、収容台数に対する登録台数の割合とする。

2 「利用率が50%未満」とは、指定自転車駐車場指定後、2年間、利用率が50%を超えない場合とする。

2 前項で規定する指定自転車駐車場の利用方法以外の利用に係る料金額は別表(c)によるものとする。

(利用率の補正)

第3条 利用率の補正は、2年毎に行うものとする。ただし、新たに指定した指定自転車駐車場においては、供用後6箇月間の利用率が20%以下の場合は、指定した年度の翌年度から、利用率の補正を行うことができる。

2 料金額の利用率の補正にあたっては、当該指定自転車駐車場について、周辺の自転車等の放置実態、存続の必要性及び構造変更の必要性等について検証を加え、必要があると認めるときに行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 指定自転車駐車場の整理に要する費用の算定に係る取扱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（a）

■評価項目別の評価点

■総合評価点と格差率

評価項目 (整備水準)	基準点 (A)	評価区分	評価の設定		総合評価点	格差率
			重み付け倍率 (B)	評価区分点 (A×B)		
駅までの距離	5	300m～	駅から近い 倍率 3 (38.7%)	15	4点以下	100%
	4	200～300m		12		
	3	150～200m		9		
	2	100～150m		6		
	1	50～100m		3		
	0	～50m		0		
管理棟の有無	3	管理棟なし	管理が行き届いている 倍率 1 (14.4%)	3	9～10点	70%
	2	あり(窓口開設時間AM7～PM6)		2		
	1	あり(窓口開設時間AM6～PM11)		1		
	0	24h窓口開設、機械式駐輪場		0		
駐輪設備	2	なし	自転車等の出し入れが しやすい 倍率 1 (14.1%)	2	11～12点	60%
	1	電磁ロックラック、自動ゲート式、その他ラック		1		
	0	機械式(入庫作業自動)		0		
屋根	1	なし	屋根など設備が充実 倍率 1 (13.3%)	1	13～14点	50%
	0	あり		0		
総合点(満点)				21	15～16点	40%
機械式駐輪場にかかる総合評価点減点分				-8	17～18点	30%
					19～20点	20%
					21点以上	10%

別表（b）

■利用階の補正

階数	補正率
平面駐輪場、立体1階	100%
2階・地階(サイクルヘア付)	75%
2階・地階	60%
3階(サイクルヘア付)	45%
3階	30%

別表（c）

■自転車に係る料金額（要綱第2条第3項の料金額をA(円)とする。）

区分	利用期間	金額(1台につき)	
		本市住民(円)	本市住民でないもの(円)
一般	1月	A	A×2
	12月	A×11	A×11×2
高校生以下	1月	A×1/2	B=A×1/2×2
	12月	A×1/2×11	B×11

10円未満は切り捨てるものとする。

備考 原動機付自転車に係る料金額は、これらの表に規定する額の5割増とする。